

## 休日における犬・猫等動物死がい収集運搬業務委託仕様書

### 1 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### 2 委託要件

本市の一般廃棄物収集運搬業の許可業者又は一般廃棄物収集運搬業務委託の受託者であり、かつ、本件の受託業務を遂行するに足りる能力を有していること。

### 3 収集日

土曜日、日曜日、4月29日および年末年始（令和8年12月30日から令和9年1月3日まで）に実施する。

### 4 収集範囲

- (1) 市内の市道（歩道および側溝を含む。）および市管理の公共施設等とする。
- (2) 原則、国道、県道および私道については、収集しない。

### 5 収集依頼

- (1) 収集の依頼は、秋田市役所の守衛室、環境部又は警察署等からの連絡によるものとする。
- (2) 収集業務の連絡先については、受託業者の代表者又は収集担当者の電話番号（携帯電話を含む。）を届け出ること。

### 6 搬入場所

- (1) 収集した動物死がいの搬入場所は、秋田市総合環境センター（秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1番地1）とする。
- (2) 搬入時間は、午前8時30分から午後4時30分までとする。
- (3) 搬入場所が閉場しているときは、次回開場時まで受託業者の一時保管とする。

### 7 車両

収集車両については、限定期に一般廃棄物収集運搬許可車両又は一般廃棄物収集運搬業務委託車両とする。ただし、迅速で安全性が確保され、かつ、衛生的な収集が可能であれば、この限りでない。

## 8 車両の運行

道路交通法（昭和35年法律第105号）その他関係法令を遵守し、事故防止に努めること。

## 9 事故等

収集運搬作業中に事故等が発生した場合は、直ちに市および関係各所に連絡し、受託者の責任において解決すること。この場合においては、その顛末を速やかに文書により市へ報告すること。

## 10 報告

受託者は、毎月の業務完了に際し、業務完了報告書を翌月3日（土日祝にあたっている場合又は1月3日の場合は翌営業日、令和9年3月分は3月31日）までに提出すること。

## 11 遵守事項

- (1) 市と密接な連絡のもとに業務を遂行するものとし、市が改善すべきと認め、その旨の指導があった場合は、直ちにそれに従わなければならぬ。
- (2) 市の委託業務であることを念頭において、住民に対して常に親切丁寧に応接し、不快の念を与える言動をしないこと。

## 12 その他

この仕様書に規定されていない事項又は疑義が生じた事項については、必要に応じて市と協議して定めるものとする。